

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	6	特別医療費

所管課	市民課
事業名	特別医療費助成事業
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	215,523	224,726		218,414		4,000	222,414	6,891
財源内訳	国							
	県	95,840	99,467	95,904		2,000	97,904	2,064
	市債							
	その他	16,109		17,902			17,902	1,793
一般財源	103,574	125,259		104,608		2,000	106,608	3,034

事業概要	一定以上の心身障害者等及び中学校卒業までの小児、ひとり親家庭、20歳未満の者の特定疾病に対し、医療費の一部負担金の一部または全部を特別医療費として助成する。	今年度見直し事項	小児について、平成22年度(平成23年3月受診分)までは小学校就学前まで、平成23年度(平成23年4月受診分)からは中学校卒業までに拡大。
事業目的	一定以上の心身障害者等及び中学校卒業までの小児、ひとり親家庭、20歳未満の者の特定疾病に対し、医療費の一部負担金の一部または全部を特別医療費として助成		
現状と背景		その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	6	特別医療費

所管課	市民課
事業名	特別医療システム改修事業
補助単独の別	補助あり

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長 ④(増減額)	市長査定・最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ⑥-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費			2,725	2,725			2,725	2,725
財源内訳	国							
	県		1,362	1,362			1,362	1,362
	市債							
	その他							
	一般財源			1,363	1,363			1,363

事業概要	平成22年の税制改正により、特別医療ひとり親家庭の助成対象外となる世帯に、従来どおり助成が行えるようシステムを改修する。	今年度見直し事項	
事業目的	平成22年の税制改正で年少扶養控除が廃止されたことにより、所得税が課されるひとり親家庭に対し従来どおり助成を行う。		
現状と背景	昨年と同等な収入でも、年少扶養控除の廃止により所得税の課税世帯となつてしまい、助成対象外となる世帯への対応が求められている。 ※平成23年度ひとり親世帯 360世帯	その他	